

ICT 技術等を活用した農山村振興対策実証業務委託

仕様書

1. 業務名

ICT 技術等を活用した農山村振興対策実証業務委託

2. 業務目的

本業務は、主に ICT 分野等の最新技術を活用し、農山村が抱える課題解決を図ることを目的とする。特に農業分野におけるスマート農業技術の導入や高齢者等の生活支援策として、ICT 技術を用いた取り組みの実証、分析を実施し、農業者、地域住民自らが継続して実施可能な方策の検討を実施するものである。

3. 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

4. 業務場所

古賀市小野（谷山、小山田、薬王寺、米多比、薦野）地区

5. 業務の内容

(ア) 農用地保全に関する取り組み

小野地区における農作業やほ場管理の省力化、効率化を図るため、スマート農業技術等の活用について、以下に挙げる項目について調査、検証を行う。

① 農業者アンケート

小野地区における農業の課題、スマート農業技術等に対する農業者のニーズや導入にあたっての課題の把握を目的に小野地区の農業世帯対象とするアンケート調査の設計、印刷、結果の集計・分析を行う。

② 「農用地保全」ワークショップの企画・運営

小野地区におけるスマート農業技術等の導入に向けた協議会会員等によるワークショップについて企画、運営、議事録の作成を行う（4回想定）。

③ スマート農業技術等を活用した草刈機実証

草刈り・除草作業等、農用地管理作業について、農業従事者の省力化や効率化に寄与できる機器・技術の選定や運用の検討を行う。

④ 農業センサーの実証

農業センサー等の活用により、農作業やほ場環境を定量的に把握・記録し、蓄積されたデータをもとに比較・分析できることが、小野校区における農作業やほ場管理に有用であるか調査・検討を行う。

(イ) 生活支援に関する取り組み

デジタル技術を活用して、小野地区における農産物の効率的な販売体制の構築、地域住民が地元農産物を消費しやすい環境づくりに取り組みにあたって、以下に挙げる観点における調査や検証・検討を行う。

① 地域住民アンケート

小野地区における買い物支援や健康管理や見守りなど生活支援にデジタル技術等を活用した生活支援策についてのニーズや課題を把握するため、小野地区居住世帯（約 2,600 世帯）対象のアンケート調査の設計、印刷、結果の集計・分析を行う。

② 「生活支援」ワークショップの企画・運営

小野地区にデジタル技術や地域資源を活用することにより地域住民の生活の質の向上をめざす協議会の取組に生かすことを目的に実施する協議会会員等によるワークショップについて企画、運営、議事録の作成を行う（4回想定）。

③ 無人直売所の農産物在庫把握の効率化

小野地区内の無人販売所における農産物在庫把握（売れ行き、補充タイミングの確認）において、デジタル技術を活用した課題解決手法の調査、検証、分析を行う。

④ 地域住民の買い物支援

自身が店舗に赴き、買い物を行うことが難しい地域住民（高齢者等）に対して、デジタル技術を活用した課題解決手法の調査・検討を行う。

⑤ 地域住民のデジタル活用支援

地域住民がデジタル技術の恩恵を享受できるよう、地域住民向けの活用支援策を企画・実施し、効果検証を行う。

(ウ) 協議会運営支援

(ア)、(イ)の取組に際し必要な調査（先進地域の事例、国県等の動向等）を実施し、本事業に関し必要に応じて協議会事務局に対し、スマート農業やICTに関する専門的な知見についての助言、情報提供、次年度以降のプロジェクトについての企画立案の支援を行うものとする。また、本年度実施するアンケートやワークショップ、実証結果の内容の取りまとめについて本業務の業務報告書の作成を行う。

6. 実施計画書の提出

本業務が円滑に遂行できるよう、作業実施に先立ち事前に十分な協議を行い、作業の進め方、工程実施体制等を記した実施計画書を提出し、本協議会の承認を得ること。あわせて、実施体制にかかる担当者名簿を提出すること。なお、個別具体の作業方針についても、その都度協議の上、本協議会の承認を得るものとする。

7. 打合せ・協議

- (ア) 本業務の遂行にあたっては、1名の担当者を置き、本協議会担当者との連絡を密にするように努め、打ち合わせに関しては、基本的に2ヶ月に1回程度の実施を予定するが、必要に応じて随時開催すること。また緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡がとれる体制を確立すること。
- (イ) 受託事業者は、本業務の遂行に必要な知識・実務経験を有する者を実務責任者として置くとともに、適切な人員配置のもとで業務を進めること。
- (ウ) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに本協議会と協議を行うこと。また、その内容について、議事録を作成し、提出すること。

8. 中間報告について

本協議会が報告を求めた際は、中間報告を行うこと

9. 成果品

成果品は次に定めるものとする。

成果報告書 A4判簡易製本 1部 及び 電子データ一式

※電子データは、本協議会のPC環境で加工可能なデータ形式（ワード、エクセル、PDF形式等）で納入すること。また、業務において作成した調査・分析資料等のデータについては、本協議会から求められた際は、随時提供すること。

10. その他注意事項

- (ア) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受託事業者の負担とする。
- (イ) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本協議会に帰属するものとする。
- (ウ) 受託事業者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。
- (エ) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本協議会に許可なく第三者に公表、漏えいしてはならない。
- (オ) 業務完了後に、受託事業者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受託事業者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受託事業者の負担とする。
- (カ) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名を明記すること。
- (キ) 受託事業者は、本業務の全てを第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本協議会に書面により報告し、本協議会の承認を得ること。
- (ク) 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、その他関係法令及び諸法規則等に準拠して行うものとする。

担当部署

スマートアグリビレッジおの推進協議会事務局

古賀市建設産業部農林振興課

住所：〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1

電話番号：092-942-1120

ファックス：092-942-3758

メール:nousei@city.koga.fukuoka.jp